

第1章 策定の背景と位置づけ

1.1 桃山台地区基本構想策定の背景

(1) 交通バリアフリー法

現在、我が国では高齢化が急速に進んでおり、平成27年(2015年)には国民の4人に1人が65歳の高齢者となるという他に例を見ない高齢社会を迎えようとしており、高齢者の方々が安心して暮らすことができる社会の形成が望まれています。また、身体障害者等の方々についても、社会・経済活動への積極的参加の実現が強く求められています。

このためには、これらの方々が気軽に安心して公共交通機関を利用して移動できるようにすることが必要ですが、公共交通機関の利用にあたっては現に様々なバリア(障壁)が存在しており、このバリアフリー化(障壁の除去)が大変重要な課題となっています。

このような状況の中で、平成12年(2000年)11月に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」が施行されました。「交通バリアフリー法」では、駅やバスなどをバリアフリー化するとともに、市町村が駅やその周辺地域について地域の实情に即して基本構想を作成し、関係者が協力してバリアフリー化を進めることとしています。

(2) 豊中市・吹田市の連携による基本構想

豊中市、吹田市では、平成13年度(2001年度)より「交通バリアフリー法」に基づく基本構想策定に取り組んでいます。

吹田市の西端に位置する北大阪急行桃山台駅(以下「桃山台駅」とする)は、吹田市の全体スケジュールでの第2段階に含まれ、平成17年度(2005年度)より基本構想策定に取り組まれました。

本来、吹田市に位置する桃山台地区の基本構想は、吹田市が単独で基本構想を策定することとなります。しかし、桃山台駅は豊中市に隣接し、豊中市民も多く利用していること、吹田市民のみならず、豊中市民からも桃山台駅や周辺のバリアフリー化の要望が以前より多く出され、交通バリアフリー化が周辺住民から切望されてきていること等をふまえ、両市民にとってより安全で、より使いやすいバリアフリー化を進めるため、豊中市、吹田市が協働して策定することとなりました。

1.2 基本構想の位置づけ

(1) 豊中市・吹田市における交通バリアフリーの取組み

豊中市では、平成13年度(2001年度)から交通バリアフリー法に基づく取組みを始め、平成14年度(2002年度)より随時基本構想を策定し、平成18年度(2006年度)には全ての地区での基本構想を策定する予定です。

吹田市では、平成13年度(2001年度)から交通バリアフリー法に基づく取組みを始め、平成15年(2003年)4月には、第1段階として3地区6駅の基本構想を策定しました。平成17年度(2005年度)からは、本基本構想を含め、随時他地区の基本構想を策定する予定です。

表 1-1 豊中市・吹田市の基本構想策定状況

	豊中市	吹田市
平成14年度 (2002年度)	緑地公園駅地区 (北大阪急行緑地公園駅)	—
平成15年度 (2003年度)	千里中央駅地区 (モノレール千里中央駅、 北大阪急行千里中央駅)	江坂地区 (大阪市交通局・北大阪急行江坂駅) 山田地区 (阪急山田駅、モノレール山田駅) 吹田・豊津地区 (阪急豊津駅、阪急吹田駅、JR吹田駅)
平成16年度 (2004年度)	庄内駅地区(阪急庄内駅) 岡町駅地区(阪急岡町駅)	—
平成17年度～ (2005年度)	<p>桃山台地区：平成18年(2006年)3月策定 (北大阪急行桃山台駅)</p>	
	<p>豊中駅地区(阪急豊中駅)</p> <p>服部・曽根駅地区 (阪急服部駅、阪急曽根駅)</p> <p>蛸池・大阪空港駅地区 (モノレール蛸池駅、阪急蛸池駅、 モノレール大阪空港駅)</p> <p>柴原駅地区(モノレール柴原駅)</p> <p>少路駅地区(モノレール少路駅)</p>	<p>千里山・関大前地区 (阪急千里山駅、阪急関大前駅)</p> <p>南千里地区(阪急南千里駅)</p> <p>(JR岸辺駅周辺、 阪急北千里駅周辺、 モノレール万博記念公園駅周辺、 モノレール公園東口駅周辺)</p>

(2) 基本構想の内容

本基本構想は、交通バリアフリー法第6条第1項に基づき、桃山台駅周辺において、高齢者および身体障害者等、誰もが安全で便利に移動できるようにするため、豊中市、吹田市、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、施設管理者等の関係者が互いに連携し、桃山台駅および駅周辺の道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくため、バリアフリー化に関する基本的な考え方と実施すべき事業の内容等を定めたものです。

(3) 基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、本基本構想に基づき、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会等が駅舎や道路等のバリアフリー化事業を実施していきます。また、市民、公共交通事業者、行政機関等が互いに連携したソフト施策を展開し、「心のバリアフリー」を推進していきます。

なお、バリアフリー化事業として、以下の3つの主要な事業(特定事業)については、本基本構想策定後、構想に基づく事業計画(特定事業計画)を策定し、移動円滑化基準に基づき、原則として目標年次までに事業を完了させるものとします。

「公共交通特定事業」

公共交通事業者が実施する旅客施設内におけるエレベーター設置等の事業のうち、必要性および緊急性の高い事業

「道路特定事業」

道路管理者が実施する旅客施設周辺の道路における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性および緊急性の高い事業

「交通安全特定事業」

公安委員会が実施する旅客施設周辺の道路における視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置等の事業のうち、必要性および緊急性の高い事業

(4) 目標年次

バリアフリー化事業の完了目標年次は、平成22年(2010年)を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。

1) 特定事業の目標年次

特定事業の完了目標年次は、平成22年(2010年)とします。

2) 特定事業以外の事業の目標年次

特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年(2010年)までに完了するよう努めるとともに、平成23年(2011年)以降を含めた長期的な取組みも進めていくこととします。

なお、特定事業以外の事業は、歩行空間ネットワークや準特定経路、公益法人や民間が事業主体である事業を想定しています。

本基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れを図1-1に示します。

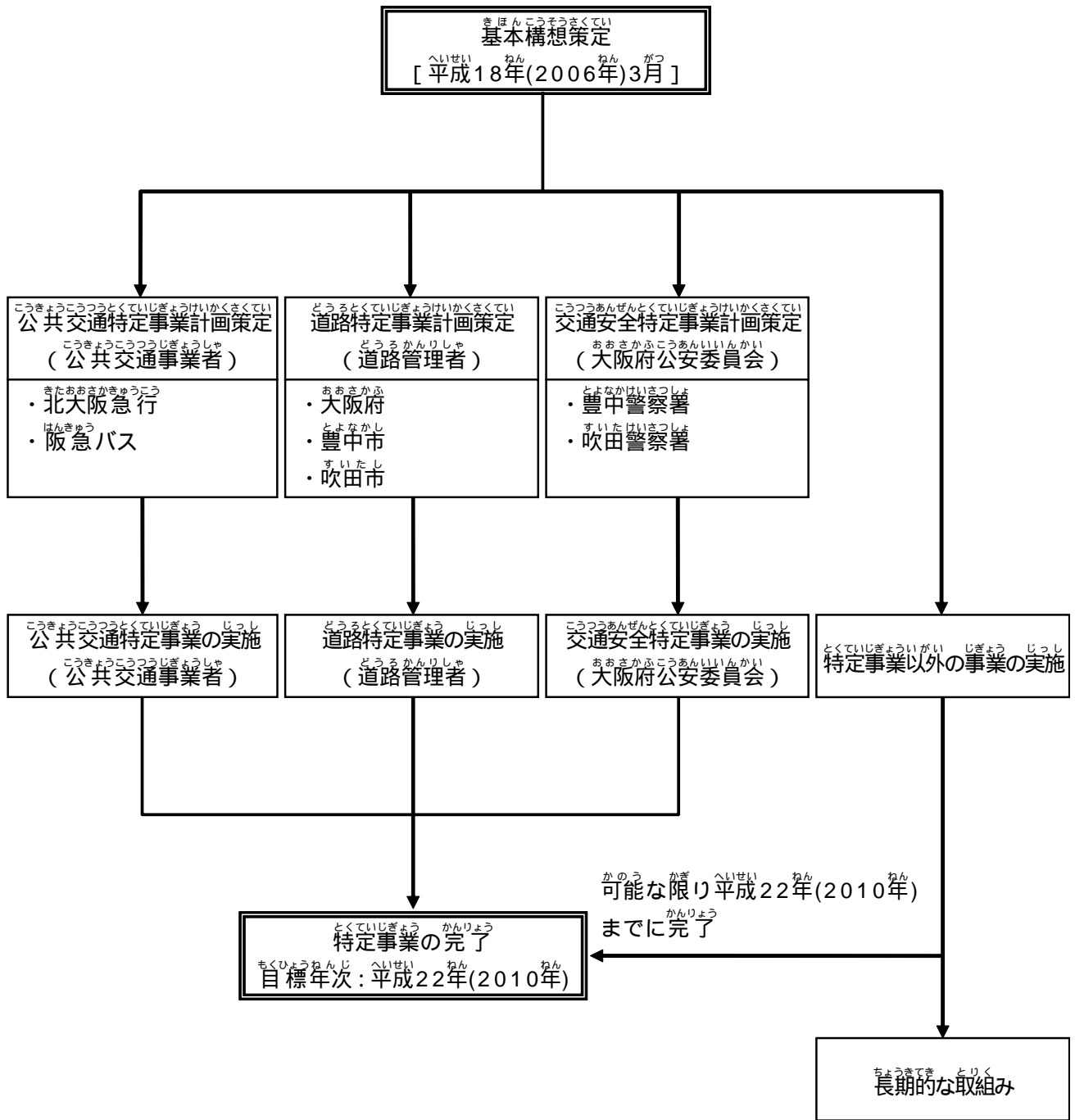


図1-1 桃山台地区基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ